



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会社名 大阪瓦斯株式会社  
代表者名 取締役社長 芝野 博文  
(コード番号 9532 東・大・名証第 1 部)  
問合せ先 総務部長 北前 雅人  
(TEL. 06-6205-4552)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 188 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）および会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日から施行されたことにより、次の変更を行うものであります。
  - ①定款に定めることにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項について、インターネットによる開示ができるようになったことに伴い、開示方法の選択肢を拡大し株主さまの便宜に資するため、第 16 条を新設するものであります。
  - ②定款に定めることにより、書面または電磁的方法によって取締役会決議ができるようになったことに伴い、より一層機動的な意思決定ができるようにするため、第 22 条第 2 項を新設するものであります。
  - ③その他関連する規定について、法令の定めを踏まえ、条文の新設、削除、構成の変更ならびに表現および条数の変更を行うものであります。
- (2) 会社法が施行されたことにより、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）において当社定款に定めがあるとみなされている事項について、機関構成に係る第 4 条および株券発行会社である旨を定める第 8 条を新設し、現行定款第 8 条の名義書換代理人を株主名簿管理人に変更するものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第4条 (条文内容の記載省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、37億750万6,909株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数等)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>を表わす株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>3 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨</u>を当社に請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これ</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、<u>次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文内容は現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、37億750万6,909株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数等)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、取締役会の決議によって定める株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>3 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を当社に請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これ</u></p>

を公告する。

- 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置く。

- 4 株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）

第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規程による。

（基準日）

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載（「記載」には記録を含む。以下同じ。）された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項その他定款に定めがある場合の外、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して株主又は登録質権者として権利を行使することができる者を確定するため、基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

（株主総会開催の時期）

第11条 定時株主総会は、毎年6月に開催する。  
2 前項の外、必要があるときは、臨時株主総会を開催する。

（新設）

を公告する。

- 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、当社においては取り扱わず、株主名簿管理人に委託する。

（削除）

（株式取扱規程）

第11条 当社の株式及び株券に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款の他、株式取扱規程による。

（削除）

### 第3章 株主総会

（株主総会開催の時期）

第12条 （条文内容は現行どおり）  
2 前項の他、必要があるときは、臨時株主総会を開催する。

（定時株主総会の基準日）

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載（「記載」には記録を含む。以下同じ。）された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、株主総会に出席させ、議決権を行使させることができる。但し、株主又は代理人は、委任状を当会社に提出しなければならない。

(新設)

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、社長これに当る。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(新設)

(株主総会の決議方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数でこれを行う。但し、取締役及び監査役を選任するときは、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しなければならない。

- 2 商法第343条に定める決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を当る多数でこれを行う。

(議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領及

主総会において権利を行使することができる株主とする。

(議決権の代理行使等)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会に出席させ、議決権を行使させることができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

- 2 会社法第313条第2項に定める議決権の不統一行使の通知は、書面により行わなければならない。

(株主総会の議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。

(株主総会の決議方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。但し、取締役及び監査役を選任するときは、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しなければならない。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(削除)

びその結果は、議事録に記載し、議長及び出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 取締役の員数は、27名以内とし、株主総会において選任する。

2 (条文内容の記載省略)

(任期)

第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。但し、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役等)

第18条 取締役会は、その決議により、会社を代表する取締役若干名を定める。

2 取締役会は、その決議により、会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。但し、会長、社長、副社長及び専務取締役は代表取締役でなければならない。

(取締役会の招集及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集し、その議長となる。会長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに当る。

2 (条文内容の記載省略)

3 (条文内容の記載省略)

(取締役会の決議)

第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数でこれを行う。

(新設)

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 取締役の員数は、27名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2 (条文内容は現行どおり)

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役等)

第20条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。但し、会長、社長、副社長及び専務取締役は代表取締役でなければならない。

(取締役会の招集及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集し、その議長となる。会長に事故があるときは、予め取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。

2 (条文内容は現行どおり)

3 (条文内容は現行どおり)

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の規定によって、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役の全員が同意し、かつ監査役が異議を述べなかつたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があ

<p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第 21 条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第 22 条</u> 監査役の員数は、5 名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 23 条</u> 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。但し、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第 24 条</u> 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p> <p><u>第 25 条</u> (条文内容の記載省略)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p><u>第 26 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数でこれを行う。</p> <p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第 27 条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>(利益配当)</p> <p><u>第 29 条</u> 利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載されている株主又は登録質権者に支払う。</p>	<p><u>ったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第 23 条</u> 監査役の員数は、5 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 24 条</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 25 条</u> 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>第 26 条</u> (条文内容は現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p><u>第 27 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(削除)</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第 29 条</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載されている株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当(期末配当という。)</p>
---	--

<p>(新設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第 30 条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載されている株主又は登録質権者に対し、金銭の分配（中間配当という。）を行うことができる。</p> <p><u>(利益配当金等の除斥期間)</u></p> <p><u>第 31 条</u> 利益配当金又は中間配当金が、支払開始の日から 10 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p>	<p>をすることができる。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第 454 条第 5 項に定める取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載されている株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当（中間配当という。）をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(配当の除斥期間)</u></p> <p><u>第 30 条</u> 剰余金の配当が、支払い等の開始の日から 10 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払い等の義務を免れるものとする。</p>
---	---

以 上